

敦賀市内 教育・保育施設／地域型保育事業一覧

(事)・・・事業所内保育事業 (小)・・・小規模保育事業

施設名	定員	所在地	電話番号	入園可能年齢	特別保育
公立 気比保育園	60	蓬萊町	22-1312	6か月～	延長
公立 黒河保育園	100	御名	22-1147	6か月～	延長
公立 つるが保育園※	60	舞崎町	23-5510	6か月～	一時・延長
公立 栗野保育園※	100	蒔生野	25-0320	6か月～	延長
公立 榎川保育園※	100	榎川	25-1210	6か月～	延長
公立 三島保育園※	120	三島町3	25-4813	8週間～	延長
公立 榎林保育園※	130	榎林	25-7540	6か月～	延長
公立 中郷保育園	150	岡山町2	25-7900	6か月～	延長
公立 東郷保育園	50	谷口	25-4761	6か月～	延長
公立 杳見保育園	60	杳見	25-4762	2歳児～	延長
私立 晴明保育園	40	相生町	22-1460	8週間～	一時・延長
私立 松乃栄保育園	90	松栄町	23-0320	6か月～	延長
私立 藤ヶ丘保育園	50	藤ヶ丘町	25-8854	8週間～	延長
私立 つくしんぼ保育園	80	公文名	25-8547	8週間～	延長
私立 中郷西保育園	90	古田刈	24-5270	8週間～	一時・延長 休日
私立 松原保育園	120	松原町	22-0854	8週間～	延長
私立 木崎保育園	110	木崎	23-3710	6か月～	一時・延長
私立 金山保育園	90	桜ヶ丘町	22-2191	8週間～	一時・延長
私立 きらきらほいくえん(小)	19	若葉町1	22-6447	8週間～2歳児	延長
私立 げんきっこほいくえん(小)	19	榎川	47-6696	8週間～2歳児	延長
私立 さくら保育所(事)	19	野坂	25-1627	8週間～2歳児	延長

○さくら保育所は地域枠のみの受付になります。

敦賀医療センターに勤務されている方(従業員枠)・・・敦賀医療センターにお問い合わせください。

敦賀医療センターに勤務されていない方(地域枠)・・・従業員枠の申込状況によっては、受入ができない場合があります。

○「※」の保育園は、卒園までに統廃合により施設の場所等が変わる可能性があります。

○事業所内保育事業と小規模保育事業の3園については、卒園後の受け入れ先として、下記のとおり連携施設を設けています。

- ・きらきらほいくえん:栗野保育園
- ・げんきっこほいくえん:榎川保育園
- ・さくら保育所:金山保育園・榎林保育園

第1希望が認定こども園(保育部)の方へ

第1希望園への書類提出が必要となりますので、ご注意ください。

【書類提出期間】9月14日(木)～9月25日(月) 8:30～17:00

※市役所等での書類配布や受付はしませんので、都合の悪い場合は、直接園にご相談ください。

施設名	定員	所在地	電話番号	入園可能年齢	特別保育	面接日	面接時間
私立 さみどり保育園(認)	120	本町1	22-1000	8週間～	一時・延長 休日	10月20日(金)	9:30～11:00
私立 新和さみどり保育園(認)	200	新和町1	20-0200	8週間～	一時・延長	10月17日(火)	9:30～11:00
私立 早翠幼稚園(認)	60	本町1	21-1000	2歳児～	延長	10月17日(火)	15:00～16:00
私立 第二早翠幼稚園(認)	258	市野々1	21-0002	0歳児～	延長	10月18日(水)	14:30～17:00

提出書類は入園時点の状況を記入してください

- ・入園日時点の就労等の状況が、申込み時の内容と異なる場合は入園取り消しとなることがあります。必ず、**入園時点の状況について正しく申請**してください。
※育児復帰で申請したが退職して就労の実態がない、就労(採用予定)で申請したが就労の実態がない、入園時点の就労時間が申込み時より短くなる 等

0歳児～2歳児の申込みをされる方へ

- ・0歳児、1歳児、2歳児については受入定員が非常に少ないため、第3希望までのいずれの園にも入園できない場合や就労状況等によっては4月に入園可能な園をご紹介できない場合がございます。そのため、親族の方にお子様の保育にご協力いただけるよう事前にご相談したり、育児休業の延長をご検討したりするなどのご対応をお願いいたします。
育児休業の延長に係る証明書について 利用調整の結果、入園の見込みがない場合に、「保育の提供の見込みがないこと」を記載した証明書を発行することができます。育児休業を延長される際に証明書が必要な方は、児童家庭課(0770-22-8126)までご連絡ください。

産休・育児復帰で申込みをされる方へ

- ・産休・育児復帰による年度途中での入園申込みとは、現在の職場へ復帰することを前提に、途中入園の予約をするものです。
退職したり、別の会社へ転職したりするなど、現在の職場に復帰しない場合、途中入園はできません。状況が変わる場合は、わかり次第すぐに児童家庭課までご連絡ください。
・退職日が前後する場合についても、速やかに児童家庭課までご連絡ください。その場合、保育園の都合などにより、入園を希望日に変更できないことがあります。

申込み時点でまだ生まれていない児童の入園希望の方へ

- ・すべての提出書類において、申込み児童名を書く欄は**苗字のみ**を記入してください。
- ・申込み児童の**生年月日は予定日を記入して「(予定)」と添え**てください。また、**個人番号の欄は空けて**おいてください。
- ・教育・保育給付認定申請書兼利用申込書に**出産予定日を必ず記入**してください。
- ・発育状況調査書の提出は不要です。

入園の希望について

- ・**第3希望までのいずれの園にも案内できない方のみ担当者から連絡**をさせていただきます。第3希望までの園に入園できる場合は、内定通知書でのお知らせとなります。希望園の変更や修正は申込み締め切りまでの申し出に限り、対応いたします。見学や保育方針、準備物などをよくご確認の上、お申込みください。
- ・提出いただいた申込み書類に記載の内容に基づき利用調整を行います。**記入やチェックの誤りにご注意ください。**

自営業の方へ(営業を証明する書類の添付について)

事業主(証明者)が**申告者自身**または**申告者の親族*1**の場合、就労証明書に加えて添付書類の提出が必要です。
(*1 親族とは児童の父母もしくは祖父母)

お勤めの会社は、株式会社または有限会社など、法人登録している会社ですか？

はい

いいえ

直近の源泉徴収票(屋号・勤務先の記載があるもの)の写しを提出してください。

原則、**直近の源泉徴収票(屋号・勤務先の記載があるもの)の写し**を提出してください。源泉徴収票を提出できない場合は、**直近の税申告(確定申告の第1表・第2表か市県民税申告の控え)の写し**を提出してください。

就労予定、働き始めて間もないなどの理由で、源泉徴収票等が提出できない場合は、別紙「就労状況の確認について*2」と営業を証明する「その他の書類*3」の**合計2点**を提出してください。その場合、源泉徴収票等は発行され次第、提出していただく必要があります。

*2 「就労状況の確認について」の様式は、ホームページ「KOSODATE TSURUGA」、保育施設または児童家庭課にあります。

*3 「その他の書類」は次のうちいずれか1点を提出してください。
営業許可証・開業届・登記簿等・出荷証明書・水揚証明書・出納共済細目書・耕作証明 等

※営業等、農業、不動産などの収入があった方は、収入の多少にかかわらず**税の申告を必ず行ってください。**